

上下水道料金の軽減制度

浦臼町の上水道は西空知広域水道企業団で末端給水を行っています。水道料金に関し基本料金の軽減制度があります。

【軽減の対象となる世帯】

- (1) 生活保護世帯
- (2) 70歳以上の単身世帯
- (3) 母子および父子家庭のうち児童扶養手当の受給者

以上のいずれかであってかつ、

- (2) の場合は道町民税が非課税の場合。
- (3) の場合は道町民税が非課税世帯および均等割のみの課税世帯の場合。

下水道料金に関し基本料金の軽減制度があります。

【軽減の対象となる世帯】

- (1) 生活保護世帯
- (2) 65歳以上のみで構成されている世帯
- (3) 65歳以上の者が同居する満20歳未満の親族を扶養している世帯
- (4) ひとり親家庭のうち児童扶養手当の受給者

以上のいずれかであってかつ、

- (2) の場合は道町民税が非課税の場合。
- (4) の場合は道町民税が非課税世帯および均等割のみの課税世帯の場合。

ただし毎年申請手続が必要ですので、該当の方は申し出てください。

軽減については**本人申請**となります。西空知広域水道企業団または浦臼町から該当する旨の通知はありませんのでご注意ください。

上水道の工事をする場合には西空知広域水道企業団の指定工事店、下水道の工事をする場合には浦臼町の指定を受けた工事店でなければ工事はできません。

工事をする場合には届出が必要になります。

お問い合わせ 建設課技術係 電話：68-2113
西空知広域水道企業団 電話：76-2486

令和5年浦臼消防演習の開催

○日 時：7月2日（日）14時00分から

○場 所：ピンネ農業協同組合浦臼支所前駐車場

※消防団招集のため、13時30分に防災無線によるサイレンを吹鳴いたしますので、火災と間違えないようご注意ください。



※令和4年浦臼消防演習の様子

はかり定期検査のお知らせ

商店、スーパーマーケット、食品加工場、学校、病院などで、取引や証明上の計量に使用するはかりは、**※1 検定証印等**が付されたものでなければなりません。

また、計量法第19条第1項の規定により、2年に1度、北海道知事が実施する定期検査を受けることが義務づけられています。

定期検査に合格したはかりには、「**※2 定期検査済証印**」が付され、継続して取引・証明に使用することができますようになります。

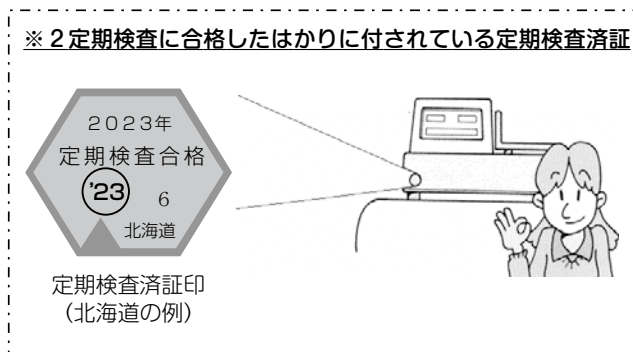
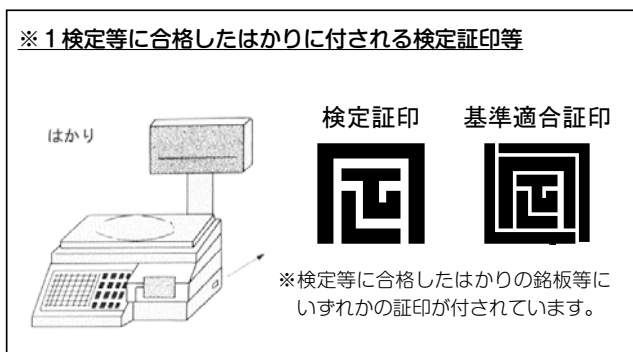
この検査を受検しなければ、取引や証明上の計量に使用することができませんので、御注意ください。

当町では、定期検査の実施期日前に、はかりを使用している事業所を巡回し、はかりの調査を行いますので、御協力をお願いします。

なお、検査日程は次のとおりです。

検査期日 7月7日（金） 9時30分～11時30分

検査場所 浦臼町役場車庫



お問い合わせ 産業課商工観光係 電話番号：68-2114

第17回 健康フォーラム「認知症をあきらめない」

日時：7月1日（土） 14：00～15：30

会場：砂川市地域交流センターゆう（砂川市東3条北2丁目3-3 JR砂川駅直結）

内容：①14：00～14：25

「よりよいねむりを考える」～くらしのヒントとくすりの話～

砂川市立病院 精神科 診療部長 畠山茂樹先生

②14：30～15：30

「アルツハイマー病になった母がみた世界」

東京都立松沢病院 名誉院長 齋藤正彦先生

案内役-砂川市立病院 認知症疾患医療センター長 内海久美子先生

*申込不要、参加無料

お問い合わせ 砂川市立病院 認知症疾患医療センター 電話：54-2131

